（四十）	（四十一）	（四十二）	（四十三）
（略）	（略）	（略）	一・一・二・二―テトラクロロエタン（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
一　（略） 二　作業条件の簡易な調査 三～五　（略）	一　（略） 二　作業条件の簡易な調査 三～五　（略）	一・二　（略） 三　スチレンによる頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、眼の刺激症状、皮膚又は粘膜の異常、頸部等のリンパ節の腫大の有無等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四　頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、眼の刺激症状、皮膚又は粘膜の異常、頸部等のリンパ節の腫大の有無等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五　尿中のマンデル酸及びフェニルグリオキシル酸の総量の測定 六　白血球数及び白血球分画の検査 七　血清グルタミツクオキサロアセチツクトランスアミナーゼ（ＧＯＴ）、血清グルタミツクピルビツクトランスアミナーゼ（ＧＰＴ）及び血清ガンマ―グルタミルトランスペプチダーゼ（γ―ＧＴＰ）の検査	六月

（三十二）	（三十三）	（三十四）	
（略）	（略）	（略）	（新設）
一　（略） 二～四　（略）	一　（略） 二～四　（略）	一・二　（略） 三　スチレンによる頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四　頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五　尿中の蛋白の有無の検査及びマンデル酸の量の測定 （新設） （新設）	